

## 重要事項説明書

### 1 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 湘風会
代表者名	藤田 幸子
所在地・電話	神奈川県中郡大磯町大磯 1188 番 電話：0463-60-2325
法人として提供するサービス	介護老人保健施設 短期入所療養介護・予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション・予防通所リハビリテーション 小規模多機能型居宅介護施設 認知症対応型共同生活介護施設

### 2 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 フィオーレ湘南真田 かもめ
所在地	神奈川県平塚市八重咲町 26 番 19 号ブルーハイツ高風荘 101 号室
事業者指定番号	1472004462
連絡先	〒259-1206 神奈川県平塚市八重咲町 26 番 19 号ブルーハイツ 101 号室 電話：0463-79-9355 FAX：0463-79-9366 携帯(営業時間外) 080-4429-2031
サービス提供地域	平塚市、中郡全域、茅ヶ崎市、寒川町

### 3 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	○事業所管理全般 ○利用者からの苦情に対する処理	1 名 (主任介護支援専門員兼務) 常勤
介護支援専門員	○居宅サービス計画作成・変更	1 名以上 常勤

\*当事業所では常勤専任 1 名につき担当標準件数を 44 名としています (予防給付を除く)

### 4 営業時間

区分	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日	休祭日
営業時間	8:30～17:15	休 み	休 み

※年末年始 (12/29～1/3) は休みとさせていただきます。

※営業時間以外のご訪問についてはご相談ください。

\*営業時間以外のご連絡についても、電話での対応可能となっております。

## 5 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係条令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供調整。中立公正な立場でサービスの支援を致します。

## 6 提供するサービスの内容

- ご利用者様のお宅を訪問し、ご利用者様の心身の状態を適切な方法により把握の上、ご利用者様自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者様の居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、ご利用者様とその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、ご利用者様と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 公正中立なケアマネジメント  
ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介、ケアプランに位置付けた理由の説明をさせていただきます。
- 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与利用状況は別紙のとおりです。
- ご利用者様から求められた時は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介をいたします。
- ご利用者様から求められた時は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定利用の説明をいたします。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- ご利用者様の要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- ご利用者様が介護保険施設に入所を希望される場合、仲介や情報提供をいたします。
- 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施し、また、これらを適切に実施するための担当者を設置しています。
- 身体的拘束等の適用化の推進：利用者又は利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと  
身体的拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の身心の状況並びに

緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと

- 感染症の発生及び、まん延等に関する取り組みとして、委員会の開催、指針の整備研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施をしています。
- 感染症や災害が発生した場合であってもサービスが継続的に提供出来るよう、業務継続に向けた計画等の策定、検証の実施、訓練（シュミレーション）の実施をしています。

#### 7 個人情報の保護について

当業所は個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理する事を社会責務と考えます。

また、居宅サービス計画の作成や事業所との連絡等、必要最小限の範囲で個人情報を使用する場合には、利用目的を説明の上、相談者からの同意を受けて使用させていただきます。

#### 8 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 9 守秘義務及び個人情報の保護

職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導・教育を適時行う。また、入職時において、職員より誓約書の内容を確認します。

#### 10 居宅介護支援の質の向上の為の研修

就業時研修及び定期的に研修を実施します。

##### 1.1 担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する介護支援専門員は次のものです。最後のページの説明者。
- (2) サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
- (3) ご相談の上、担当が変更となる場合がございます。

##### 1.2 市町村への届け出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の介護支援専門員にご相談ください。

##### 1.3 サービス提供の記録

- (1) 事業所は、利用者の居宅介護支援の経過を「居宅介護支援経過」等の書面に記載し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- (2) 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

##### 1.4 利用者負担金

居宅介護支援については利用者の負担はありません。

### 15 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に関わる訪問調査、居宅サービス契約の作成などのサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に介護支援専門員にご連絡ください。
- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼を取り消す場合も速やかにご連絡下さい。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。
- (4) サービス提供のキャンセル又は解約の場合にも、キャンセル料等の必要はありません。

### 16 その他

居宅サービス計画で提供されるサービス以外のサービスを利用される場合は、介護保険以外のサービスになりますので、全額自己負担になります。尚、プランの変更があった場合又は変更を希望される場合は、必ず事業者までご連絡ください。

また、病院又は、診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝え下さい。

### 17 サービス利用料及び利用者負担

算定項目	内容	1か月あたりの利用料	介護保険適応
居宅介護支援費	要介護 1・2	11.620 円	介護保険法に定める割合。
	要介護 3・4・5	15.097 円	
介護支援専門員 1人当たりの取扱件数が 45 件を超えた場合 45 件を超えた部分について 50%減算 介護支援専門員 1人当たりの取扱件数が 60 件を超えた場合 60 件を超えた部分について 70%減算			居宅介護支援

<p>特定事業所加算Ⅱ又は特定事業所加算Ⅲ</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置</li> <li>2. 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置</li> <li>3. 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議の定期的な開催</li> <li>4. 24時間連絡体制、必要に応じた利用者等の相談に対応する体制の確保</li> <li>5. 事業所内の介護支援専門員に対する計画的な研修の実施</li> <li>6. 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合又は困難な事例に係る居宅介護支援の提供している事</li> <li>7. 家族に対する介護等を行っている児童や障害者・生活困窮者・難病疾患等・高齢者以外の対象者に関する事例検討会や研修会に参加していること</li> <li>8. 特定事業所集中減算の未適用</li> <li>9. 利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満</li> <li>10. 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する学習」等に協力又は協力体制の確保</li> <li>11. 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施</li> <li>12. 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供される様な居宅サービス計画を作成していること</li> </ol>	<p>居宅介護支援費 + 4,504 円 又は 3456 円 (特定事業所加算Ⅱ又は特定事業所加算Ⅲ)</p>	<p>介護保険法に定める割合。</p> <p>居宅介護支援においては全額介護保険給付の対象となるものです。原則利用者の負担はありません。</p> <p>※ただし介護保険が適用されても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には一旦料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書をサービス提供地域の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。</p>
<p>初回加算</p>	<p>新規に居宅サービス計画を作成する場合に算定</p>	<p>+3,210 円</p>	
<p>入院時情報連携加算Ⅰ</p>	<p>利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している。入院日以前の情報も含む。</p>	<p>+2,675 円</p>	
<p>入院時情報連携加算Ⅱ</p>	<p>利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>+2,140 円</p>	

退院時情報連携加算Ⅰ・イ	病院等の職員と面談を行い、情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合に算定 カンファレンス以外の方法により1回	+4,815円	
退院時情報連携加算Ⅰ・ロ	病院等の職員と面談を行い、必要に応じ、福祉用具専門相談員等を同席し、居宅サービス計画を作成した場合に算定 カンファレンスにより1回	+6,420円	
退院時情報連携加算Ⅱ・イ	病院の職員と面談を行い、情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合に算定 情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上	+6,420円	
退院時情報連携加算Ⅱ・ロ	病院の職員と面談を行い、情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合に算定 情報の提供を2回のうち1回以上カンファレンス	+8,025円	
退院時情報連携加算Ⅲ	病院の職員と面談を行い、情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合に算定 情報の提供を2回以上のうち1回以上カンファレンス	+9,630円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行った上でサービス調整を行った場合に算定	+2,140円	
通院時情報連携加算	ご利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受け居宅サービス計画書に記録した場合。利用者1人につき1月1回	+535円	
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上でその死亡日及び死亡日より14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て当該利用者の身心の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画書に位置付けて居宅サービス事業者に提供した場合に適用	+4,280円	
特定事業所集中減算	正当な理由のない特定の事業所の割合が80%を超える場合に減算	-2,140円	

介護支援専門員が通常のサービスをこえる地域訪問・出張する必要する場合も、交通費は徴収致しません。

## 18 苦情、虐待 相談窓口

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

当事業所利用者相談コーナー	電話番号：0463-79-9355 FAX：0463-79-9366 相談員（責任者）：西村 ひとみ 受付時間/9：00～17：00 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）
---------------	--

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

平塚市介護保険相談窓口 介護保険課	所在地：平塚市浅間町-9-1 電話番号：0463-21-8790 受付時間/8：30～17：00 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）
----------------------	---

\*平塚市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお願いします。

神奈川県国民健康保険団体連 合会（国保連） 介護保険課・介護苦情相談係	所在地：横浜市西区楠町 27-1 電話番号：045-329-3447 苦情専用ダイヤル 0570-022110 受付時間/8：30～17：15 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）
大磯町介護保険相談窓口 介護保険課	所在地：中郡大磯町東小磯 183 電話番号：0463-61-4100 受付時間/8：30～17：00 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）
二宮町役場 高齢介護課	〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 電話番号：0463-71-3311 受付時間/午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）
伊勢原市介護保険相談窓口 介護高齢福祉課	所在地：伊勢原市田中 348 電話番号：0463-94-4711 受付時間/8：30～17：00 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）
茅ヶ崎市介護保険相談窓口 高齢福祉介護課	所在地：茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 電話番号：0467-82-1111 受付時間/8：30～17：00 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）



